

平成27年度全国公文書館長会議  
「所蔵資料等のデジタル化」に取り組む基本的考え方

平成27年6月9日  
全国公文書館長会議

1. 国立公文書館等が保存する特定歴史公文書等は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録として、現在及び将来の国民に共有されるべき、健全な民主主義の根幹を支える知的資源である。国の歩みを検証する「証」となり、様々な研究の資料等として活用されるのみならず、国民のアイデンティティ形成に寄与し、我が国の歴史や文化に対する理解を促し得る貴重な「資源」でもある。
2. 同様に、地方公共団体が設置する公文書館等が保有する歴史公文書等は、将来にわたって保存・利用すべき行政の重要な記録であるとともに、それぞれの地域の「たから」である。住民一人ひとりが、地域への愛着を育み、その魅力を発見・発信し、新たな価値を創造する源となる。その意味において、地域の公文書館は、「地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく」ことが必要とされる「地方創生」（平成26年12月27日閣議決定「まち・ひと・しごと創生長期ビジョンについて」）の基盤となるインフラであると言える。
3. 貴重な資料のデジタル画像や目録情報などをインターネットにより提供し、その十全な活用を図ることは、今日の時代の要請である。
4. また、どこにどのような「資源」があるのかについて、国内のどこからでも横断的・一体的に把握・利用することが可能な仕組みを整備し、資料の知的資源としての価値を更に高め、現在及び将来の社会・コミュニティへ、その還元を図ることも求められている。
5. 一方、現今の国、地方の財政状況及び各館を取り巻く環境、体制などに鑑みれば、所蔵資料等のデジタル化の実現は、決して容易なことではない。こうした状況下において、各館が個別に又は相互に協力して、技術動向を注視しつつ、持続的に実現可能な方法を模索する必要がある。
6. デジタルアーカイブの構築については、IT技術の発展を踏まえ、信頼性を確保しつつ、クラウド技術等を活用した共同利用型システムなどの導入により、利便性の向上とシステムの効率性の両立を図ることは有益な選択肢であり、今後、積極的に推進する。
7. 現在、全国の公文書館等で行われている所蔵資料等のデジタル化は、各館の置かれた状況により多様な段階にあるが、歴史公文書等を保存し利用に供するという社会的使命に照らし、今後、知見を共有しつつ、共に手を携えて、なお一層これに継続して取り組んでいく必要がある。